

18高教職第577号
平成18年8月24日

各市町村（学校組合）教育長
県立学校長
教育センター所長
各教育事務所長
各課長

様

高知県教育長

年次有給休暇制度の改正について（通知）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）が適用される職員の年次有給休暇の取得促進を図ることを目的として、下記のとおり人事委員会規則及び運用通知が改正されたので、平成18年9月1日以降はこれによってください。

なお、施行日における経過措置の取扱いについては、各所属において遺漏のないようお願いいたします。

記

1 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
（平成18年8月24日高知県人事委員会規則第41号）

(1) 改正概要

年次有給休暇の基準日を1月1日（暦年付与）から9月1日に変更する

(2) 施行日

平成18年9月1日

(3) 経過措置

施行日前日に在職する職員の年次有給休暇の日数について、施行日から平成19年8月31日までの間に限り繰り越して請求することができる。

※別紙1「年次有給休暇起算日の変更に伴う経過措置」を参照し付与日数を算出する

(4) 公立学校職員以外の職員から公立学校職員への異動があった場合の調整規定

教育委員会事務局職員等から公立学校職員へ異動した場合は、基準日を異にして異動することとなるため、この場合の付与日数の調整規定を設ける。

※別紙2「学校職員以外の職員から学校職員への異動があった場合の付与方法」を参照し付与日数を算出する

2 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用についての一部改正（18高人総第177号）

上記規則の一部改正に伴い、再任用職員が、公立学校職員以外の職員から公立学校職員に異動した場合、基準日を異にして異動することとなるため、この場合の付与日数の調整規定を設ける。

注）特別休暇の取扱いは、従前どおりとする。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月24日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第41号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加え、同条の前に見出しとして「（年次有給休暇）」を付する。

第9条の2 条例第13条第1項及び第2項における年は、9月1日から翌年の8月31日まで（次条において「休暇年度」という。）とする。

第10条の見出しを削り、同条第2項第1号中「当該年」を「当該休暇年度」に改め、同条の表中「1月」を「9月」に、「2月」を「10月」に、「3月」を「11月」に、「4月」を「12月」に、「5月」を「1月」に、「6月」を「2月」に、「7月」を「3月」に、「8月」を「4月」に、「9月」を「5月」に、「10月」を「6月」に、「11月」を「7月」に、「12月」を「8月」に改め、同条第2号中「当該年」を「当該休暇年度」に改め、同条第3項中「採用された年」を「採用された休暇年度」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（同条第3号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）とする。

（1） 1月から8月までの間に職員となった者 13日に職員となった日の属する年（暦年をいう。以下この項並びに第12条第1項の表の18の項及び20の項において同じ。）の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が0日を下回る場合にあっては、0日）

（2） 9月から12月までの間に職員となった者 33日に職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が40日を超える場合にあっては、40日）

第10条第6項中「一の年」を「一の休暇年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き在職する職員については、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定にかかわらず、13日に平成17年における年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、平成18年において施行日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）の年次有給休暇を施行日から平成19年8月31日までの間に限り繰り越して請求することができるものとする。

新 旧 対 照 表

新

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

本則

(年次有給休暇)

第9条の2 条例第13条第1項及び第2項における年は、9月1日から翌年の8月31日まで(次条において「休暇年度」という。)とする。

第10条 略

2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該休暇年度の中途において、新たに職員となったもの(次号に掲げる職員を除く。) その者が新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)

職員となった月	日数
9月 (1日を除く。)	20日
10月	18日
11月	17日
12月	15日
1月	13日
2月	12日
3月	10日

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(抜粋)

本則

(年次有給休暇)

第10条 略

2 条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの(次号に掲げる職員を除く。) その者が新たに職員となった月に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)

職員となった月	日数
1月 (1日を除く。)	20日
2月	18日
3月	17日
4月	15日
5月	13日
6月	12日
7月	10日

4月	8日
5月	7日
6月	5日
7月	3日
8月	2日

- (2) 当該休暇年度において国家公務員等(条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この号において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
- 3 前2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された休暇年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。
- 4 略
- 5 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(同項第3号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)とする。
- (1) 1月から8月までの間に職員となった者 13日に職員となった日の属する

8月	8日
9月	7日
10月	5日
11月	3日
12月	2日

- (2) 当該年において国家公務員等(条例第13条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この号において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた前号の表の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)
- 3 前2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。
- 4 略
- 5 条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、

年(暦年をいう。以下この項並びに第12条第1項の表の18の項及び20の項において同じ。)の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が0日を下回る場合にあっては、0日)

(2) 9月から12月までの間に職員となった者 33日に職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が40日を超える場合にあっては、40日)

6 条例第13条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の休暇年度における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数とする。

7～9 略

その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)とする。

6 条例第13条第2項の人事委員会規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数とする。

7～9 略

18 高人総第 177 号
平成 18 年 8 月 24 日

高知県教育長 様

高知県人事委員会委員長

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 12 月 21 日付け 6 高人委第 281 号高知県人事委員会委員長通知）を下記のとおり改正したので、平成 18 年 9 月 1 日以降は、これによってください。

記

第 4 年次有給休暇関係の 8 を次のように改める。

8 規則第 10 条第 5 項の「人事委員会が別に定める日数」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 1 月から 8 月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年（暦年をいう。8 において同じ。）における国家公務員等として在職した期間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 45 号。8 において「職員条例」という。）第 2 条に規定する職員（8 において「職員条例に規定する職員」という。）として在職したものとみなして職員条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定を適用した場合に得られる日数に 12 分の 8 を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が職員となった日の属する年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第 13 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数）を加えて得た日数（当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が 0 日を下回る場合には、0 日）

(2) 9 月から 12 月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年にお

ける国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定を適用した場合に得られる日数に 12 分の 20 を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が職員となった日の属する年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第 13 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数）を加えて得た日数（当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が職員となった日の属する年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第 13 条第 1 項第 1 号の規定を適用した場合に得られる日数に、2 を乗じて得た日数を超える場合には、当該 2 を乗じて得た日数）

別表第 2 中「1 月」を「9 月」に、「2 月」を「10 月」に、「3 月」を「11 月」に、「4 月」を「12 月」に、「5 月」を「1 月」に、「6 月」を「2 月」に、「7 月」を「3 月」に、「8 月」を「4 月」に、「9 月」を「5 月」に、「10 月」を「6 月」に、「11 月」を「7 月」に、「12 月」を「8 月」に改める。

新旧対照表

○公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（抜粋）

新	旧
第4 年次有給休暇関係 1～7 略	第4 年次有給休暇関係 1～7 略
8 規則第10条第5項の「人事委員会が別に定める日数」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 1月から8月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年（暦年をいう。8において同じ。）における国家公務員等として在職した期間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。8において「職員条例」という。）第2条に規定する職員（8において「職員条例に規定する職員」という。）として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に12分の8を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が職員となった日の属する年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数）を加えて得た日数（当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用	8 規則第10条第5項の「人事委員会が別に定める日数」は、当該年における国家公務員等として在職した期間を職員として在職したものとみなして条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が当該年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員として在職したものとみなして条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数）を加えて得た日数（当該日数が当該年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

新	旧
した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が0日を下回る場合には、0日） (2) 9月から12月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に12分の20を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が職員となった日の属する年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数）を加えて得た日数（当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が職員となった日の属する年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に、2を乗じて得た日数を超える場合には、当該2を乗じて得た日数）	9・10 略
9・10 略	9・10 略

別表第 2

職員 となつた 月	<u>9</u> (1 日を除く) 月	<u>10</u> 月	<u>11</u> 月	<u>12</u> 月	<u>1</u> 月	<u>2</u> 月	<u>3</u> 月	<u>4</u> 月	<u>5</u> 月	<u>6</u> 月	<u>7</u> 月	<u>8</u> 月
係 数	1	11/ 12	10/ 12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

別表第 2

職員 となつた 月	<u>1</u> (1 日を除く) 月	<u>2</u> 月	<u>3</u> 月	<u>4</u> 月	<u>5</u> 月	<u>6</u> 月	<u>7</u> 月	<u>8</u> 月	<u>9</u> 月	<u>10</u> 月	<u>11</u> 月	<u>12</u> 月
係 数	1	11/ 12	10/ 12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

年次有給休暇起算日の変更に伴う経過措置

●繰越す日数の計算方法

(図)

$$\text{平成18年9月1日現在に繰越す日数} = \boxed{\text{①13日(基本日数)}} + \boxed{\text{②平成17年12月31日の残日数(20日を上限とする)}} - \boxed{\text{③平成18年1月から8月末までの取得日数}}$$

※基本日数13日は、1年間20日(12/12)の年次有給休暇を1月～8月の間で(8/12)案分した日数

(表1)

①	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	
②	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
① + ②	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13

※20日以上の残日数があれば上限33日となる。20日以下であれば変化する。

(表2)

③	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	~ 40
①+②-③	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	

※20日の残日数がある場合の例(①+②=33)

①+②-③で得た日数が、20日以上の場合は、20日とし、0日の場合は0日とする

(例1) 13日(基本日数)+20日(残日数)-10日(取得日数)=23日⇒20日を限度として繰越

(例2) 13日(基本日数)+10日(残日数)-14・5/8日(取得日数)= 8・3/8日⇒ 8・3/8日を繰越

●9月1日に付与する日数 =
(上限40日)繰越す日数①+②-③
(20日を上限とする)

+

20日を新たに付与

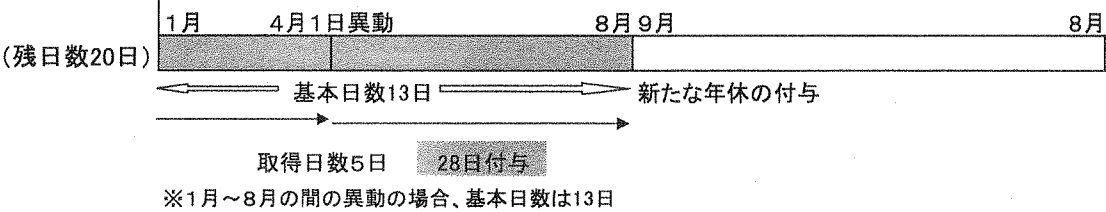
学校職員以外の職員から学校職員への異動があった場合の付与の方法

●1月から8月までの間に学校職員以外から学校職員に異動した者（H19. 1. 1～）

異動に伴う付与日数＝①13日（基本日数）＋②異動の前年12月31日の残日数
（20日を上限とする）－③異動した年の1月から異動前日
までに取得した日数

※基本日数13日は、1年間20日（12/12）の年次有給休暇を1月～8月の間で（8/12）案分した日数

（例3）4月1日付けで異動した場合 13日（基本日数）＋20日（前年12月31日の残日数）－5日（1月～3月31日までに取得した日数）＝28日付与
（4月から8月末）



●9月～12月までの間に学校職員以外から学校職員に異動した者（H18. 9. 1～）

異動に伴う付与日数＝①33日（基本日数）＋②異動の前年12月31日の残日数
（20日を上限とする）－③異動した年の1月から異動前日
までに取得した日数

※基本日数33日は、20日（12/12）の年次有給休暇を1月～翌年8月の間で（20/12）案分した日数

（例4）10月1日付けで異動した場合 33日（基本日数）＋20日（前年12月31日の残日数）－8日（1月～9月31日までに取得した日数）＝45日⇒40日付与
（10月～翌年8月末）

